

## 産業廃棄物処理施設の維持管理計画

事業所名: 住友精化株式会社 別府工場

施設名: 液中燃焼設備

平成23年4月1日から、産業廃棄物処理施設の設置者は当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネットの利用(またはCD-ROM、紙媒体の記録の閲覧等の方法)により、公表することが義務付けられている。  
 なお、維持管理情報の公表期間は、公表の時期から3年間とされている。

根拠法令は以下のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3第2項

同法施行規則 第12条の7の第1号(公表事項)および第12条の7の3 1号～3号(公表時期)

### 公表する維持管理情報に関する事項

公表する維持管理情報	公表の期限
処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末日
燃焼炉内温度、冷却缶出口ガス温度を連続的に測定した記録	結果の得られた日の翌月末日
排ガス処理設備のばいじん除去を行なった年月日(※)	除去を行なった日の翌月末日
排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙濃度を測定した記録	結果の得られた日の翌月末日

※ 本施設は、液中燃焼方式であり焼却排ガスは水中を通過した後に排出されるため、ばいじんの堆積はありません。  
 定期点検で、排ガス出口のフィルター濾布を交換し、ばいじんの堆積がないことを確認しています。

### 燃焼ガス温度に関する事項

管理項目	単位	法基準値 (規制値)	維持管理計画値 (届出値)	測定頻度に関する事項
燃焼室の燃焼ガス温度	℃	800以上	850以上	測定機器による常時監視
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度	℃	200以下	100以下	測定機器による常時監視

### 排水に関する事項

測定項目	単位	法基準値 (規制値)	維持管理計画値 (届出値)	測定頻度に関する事項
pH	—	—	6～9	測定機器による常時監視

### ばい煙濃度(酸素濃度12%換算値)に関する事項

測定項目	単位	法基準値 (規制値)	維持管理計画値 (届出値)	測定頻度に関する事項
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	—	逆算K値: 1.75	25ppm	2ヶ月に1回測定
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	ppm	250	220	
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.15	0.15	
塩化水素(HCL)	mg/Nm <sup>3</sup>	700	—	

### ダイオキシン類濃度に関する事項

測定項目	単位	法基準値 (規制値)	維持管理計画値 (届出値)	測定頻度に関する事項
液中燃焼炉排ガス	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5	1以下	3ヶ月に1回測定
液中燃焼炉排水	pg-TEQ/L	10	—	年1回測定
工場総合排水	pg-TEQ/L	10	—	

### 一酸化炭素濃度連続測定に関する事項

本施設は、平成13年10月19日環境省告示(環廃対441号、環廃産460号)において、排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして、環境大臣が定める焼却施設(液中燃焼方式の噴霧燃焼炉)です。これに該当する施設は、排ガス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ記録するものにあつては一酸化炭素の濃度基準値100ppm以下で焼却することを適用しないとされています。ただし、自主管理の目標とするため、排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定及び記録についても実施し、確認しています。